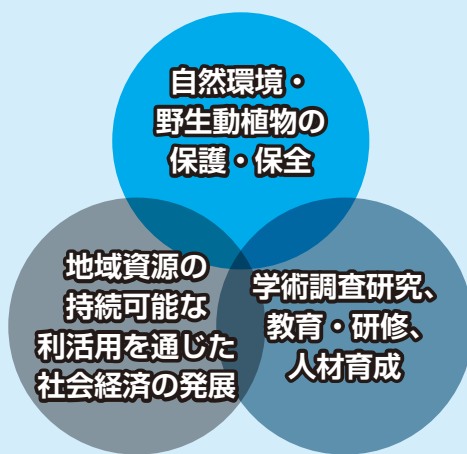


# ユネスコエコパーク

## ～自然と人間社会の共生のための取り組み～ ②

前号では、ユネスコエコパークが、地域の生態系の保護・保全に加え、それらの持続可能な利活用を行う、いわば、自然と人間社会の共生を実現する国際モデル地域であることをご紹介しました。今回は、「自然と人間社会の共生」という目的を実現するためにユネスコエコパーク内ではどのような目標のもとに活動を行うか、どのような構造となるのか、をご紹介します。

### ユネスコエコパークの活動目標は3つ



ユネスコエコパーク域内では、「自然と人間社会の共生」という目的のために、左の図のように3つの目標のもとに活動を行います。1つは、私たち人類の生存に必要な不可欠な自然環境や生物多様性を保護・保全することです。2つ目に、自然環境や生物多様性といった地域資源を持続可能な形で利活用し、地域の社会的・経済的な発展を目指します。例えば、エコツーリズムやグリーンツーリズムの推進、地域産品のブランド化、環境配慮型の農業の推進、伝統文化の継承・発展、などが挙げられます。さらに、3つ目に、こうした自然・伝統文化を守ることや利活用するための知識や技術を得るための学術調査研究の実施、そして、それらを実践する人材の育成を行うことです。これら3つの目標はそれぞれが独立するものではなく、互いに補完・強化しあう関係にあります。

### ユネスコエコパークの構造

ユネスコエコパーク域内は、守るべき貴重な自然環境や生物多様性の保護・保全を図るための核心地域、その核心地域を守る緩衝地域、地域振興・発展を図る移行地域の3つの土地利用区分を設けることとなります。核心地域は調査研究を除き立ち入りが規制され、緩衝地域は調査研究以外に、地元住民の入会慣行やエコツーリズムなど非破壊的な活用が認められます。移行地域は、特に規制は設けられませんが自然環境・野生動植物に配慮した生活・産業活動が努力目標として求められます。つまり、保護・保全すべき地域、持続可能な形で利活用する地域を明確に区分することで「自然と人間の共生」を実現しようという仕組みです。こうした土地利用の規制は、対象地域に既存の自然公園法、林野庁の保護林制度などを拠り所に行われます。つまり、ユネスコエコパークは、その指定により新たな規制は生じないことが特徴の制度です。



#### 核心地域

守るべき貴重な自然環境・生物多様性を長期的に、厳格に保護・保全することを目的に設定される地域。

#### 緩衝地域

移行地域の人間活動から核心地域の自然環境を保護する目的で設定され、核心地域と同等の自然環境を有する地域。

#### 移行地域

人が生活し、自然環境・野生動植物に配慮した活動を行うことで持続可能な発展を実現する地域。

次号以降は、只見ユネスコエコパークの自然や文化の特徴についてご紹介します。